

5 循環型社会の形成



(1) 減量化・適正処理の推進

① 浄水場発生土の有効利用・減量化

浄水場で排水処理工程から発生する浄水発生土は、産業廃棄物として位置づけられていることから、その減量化を図るために、これまで有効利用の推進や発生量の減量化に取り組んできました。浄水発生土の有効利用としては、平成22年度までは主にセメント原料、園芸用土、保水性舗装材などに利用し、有効利用率は50%程度で推移していました。平成23年度から有効利用率の向上及び、処分コストの削減を図るため民間事業者と連携し、事業者が保有する技術、アイデアを活用し埋め戻し土等に有効利用を行った結果、平成25年度には有効利用率100%を達成しました。

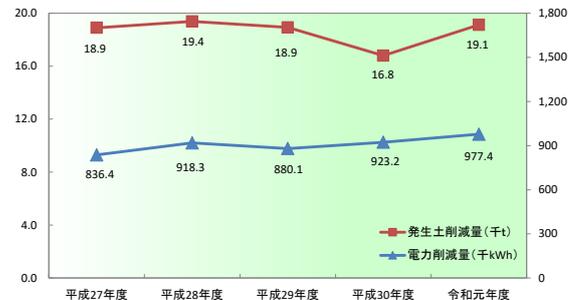
今後も浄水発生土の有効利用率100%を維持するために、より安定的な有効利用の検討に取り組み、民間事業者と連携を進めていきます。

また、無薬注方式長時間型加圧脱水設備を導入（平成16年度庭窪浄水場で全面稼働、平成18年度柴島浄水場全面稼働）することで、発生量の減量化及び省エネルギー化にも取り組んでいます。

【排水処理施設】



【無薬注方式長時間型加圧脱水設備導入による発生土及び電力削減量】

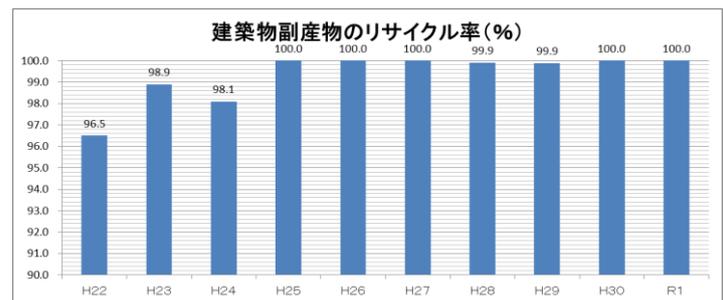


発生土及び電力削減量は、無薬注方式長時間型加圧脱水設備を導入した場合と導入していない場合との差です。

② 建設副産物リサイクル（再生アスファルト及び再生砕石）

水道管は道路の下に埋めることが多く、工事に伴い発生する建設副産物には、アスファルト塊、コンクリート塊が多く含まれます。これらは、平成14年度から再資源化施設に搬出し、リサイクルしています。

また、工事に使用するアスファルトや路盤材料（一部除く）は、再生品を使用しています。



※建設副産物のリサイクル率(%) = (リサイクルされた建設副産物/建設副産物排出量) × 100

(2) グリーン購入の推進

大阪市では平成14年6月より「大阪市グリーン調達方針」を実施しています。

グリーン調達方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ策定したもので、物品等の調達に当たり、環境に配慮した商品の利用と購入を推進することを目的としています。